

2021 年度 新島学園短期大学授業料減免(新型コロナウイルスによる家計急変者対象)要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の学業生活の継続に困難を抱える学生に対して、授業料を減免することにより経済的支援を行います。

2. 対象

本学に在学する学生で、以下の(ア)～(ウ)のいずれか1つの条件を満たし、かつ①の条件を満たす者

(ア) 保証人(生計維持者。原則として父母)が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者で国や地方公共団体が支援対象として実施する公的支援の受給証明書(緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など。高等教育の就学支援新制度の例に準ずる。)が提出できること。

(イ) 2020(令和2)年の所得金額*¹が2019(令和元)年と比較し1/2以下となっている者。

(ウ) 2021(令和3)年の所得見込額*²が2019(令和元)年または2020年(令和2)年の所得金額*¹と比較し1/2以下となっている者。

① 2021(令和3)年の所得見込額*²が給与所得者の場合は841万円以下(給与所得者以外は355万円以下)であること。

*1 所得金額について

「給与所得者」の場合は源泉徴収票の支払い金額とし、「給与所得者以外」の場合は確定申告表等の所得金額とします。

*2 2021(令和3)年の所得見込額の算出について

事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等、収入がわかるもの)を基に合理的に算出されていればよいものとします。例えば、直近1か月分を1.2倍するなどにより算出してください。

3. 減免額と減免方法

(1) 減免額

2021年度の授業料の1/2額。

*ただし、高等教育の就学支援新制度の受給者の減免額は、同制度による減免額と合わせて1/2額を上限とします。

(2) 減免方法

① 春学期の授業料が未納の場合は、納付すべき額から減免額を差し引いて納付してください。金額を訂正した納付書は、あらためて送付します。

② 春学期の授業料を分納し、残額よりも減免額が多い場合は、秋学期の授業料から差額

を差し引いた額を秋学期授業料として請求します。

- ③ 春学期の授業料を納付済みの場合は、秋学期の授業料から減免額を差し引いて請求します。

4. 申請方法

所定の申請書に記入し、証明書類を添付して申請してください。

＊証明書類

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（該当する場合）（コピー可）
- ・ 現在の収入が証明できるもの（直近１か月の給与明細など）（コピー可）
- ・ 2019年、2020年の収入に関する証明書（所得証明書など）（コピー可）

5. 提出先

新島学園短期大学 学務課 窓口持参・郵送のどちらでも可

送付先 〒370-0068 高崎市昭和町 53 番地

＊角 2（A4 判が折らずに入る大きさ）の封筒を使用し、「授業料減免申請書類在中」と朱書きしてください。

6. 申請期限

2021年8月27日（金）必着

＊期限後も、家計が急変した場合は、随時申請を受け付けます。ただし、2022年1月31日（月）を最終期限とします。

7. 減免の決定

申請書および添付書類により、学生委員会が審査し、学長が決定します。

結果は、2021年9月中に、本学ポータルサイトを通じてお知らせします。

8. 減免の取消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、減免を取り消し、減免相当額の授業料を納付していただくことがあります。

- ① 虚偽の申請を行ったことが明らかになったとき
- ② 学則第45条により懲戒処分を受けたとき
- ③ その他減免の必要性が認められなかったとき

《新島学園短期大学学則第45条》

本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為等があると認められる者に対し、学長は、これを懲戒する。懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。